

## 基準 1 1. 社会的責務

1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

### 《1 1-1の視点》

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

### 【1 1-1. 事実の説明】

組織倫理に関する規程として、本学では主に次の規程が整備されている。

「就業規則」

「パート職員就業規則」

「教育職員の採用・就業に関する規程」

「非常勤講師就業規則」

本学の建学の理念に立脚して、教職員が職務に専念するための就業に関する具体的な事項を定めている。

「大学院学則」

「大学学則」

教育研究水準の向上を図るため、本学における教育研究活動等の状況について自ら不断に点検および評価を行うことを定めている。(第3条 自己点検・評価)

「個人情報の保護に関する規程」

学生等の個人情報の適正な取扱いが人権尊重の基本であることを認識し、個人情報の収集、管理および利用等に関し、必要な基本事項を定め、本学の責務並びに学生等の個人情報の開示、訂正および削除等の権利を明確にし、もって個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

「職業紹介業務に関する個人情報適正管理規程」

職業紹介業務に関する業務を担当する者（就職課事務職員）が、その業務に関して知り得た個人情報の適正管理について定める。

「ハラスメントの防止等に関する規程」

ハラスメント等を防止するために必要な措置並びに発生したハラスメント等に対する適切な対応措置に関して必要な事項を定め、本学の学生および教職員の人権を擁護し、本学における修学・就労環境の向上を図ることを目的とする。

### 「公益通報に関する規程」

法令違反行為の早期発見および是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、必要な体制を整備し、もって本学の健全な発展に資することを目的とする。

### 「研究活動の不正行為防止等規程」

研究活動における不正行為の防止および排除のための措置ならびに問題が生じた場合の適切な措置等に関し必要な事項を定めたもの。

### 「研究倫理規程」

人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点および科学的観点から、研究者が学術研究の信頼性と公正性を確保した上で、適正に研究を進めるために定める。

## 【11-1. 自己評価】

このように、本学は社会的機関として必要と思われる組織倫理に関する規程、規則を整備し、日々、教職員の法令順守の徹底に努めている。「公益通報に関する規程」や「研究活動の不正行為防止等規程」など、教育研究機関として必要な組織倫理に関する規程も適切に整備している。

これらの組織倫理に関する諸規程、規則は、教職員向け学内ホームページに掲載されている「例規集」にもすべて含まれており、本学教職員へ広く周知されている。

また、規程を整備するだけでなく教職員を対象に講習会を適宜開催し、社会人、職業人としてのマナーの向上に努めることによって、高等教育を行うに相応しい環境づくりを進め、諸問題発生防止にも役立てている。

平成21年度には、教職員対象にハラスメント防止のための研修会とアンケート調査を行うとともに、その対策の一環として外部講師講演を12月18日、2月5日の2回開催した。また、人権意識の啓発・向上のため、12月4日～10日の人権週間に合わせて、全教職員、全学生に「人権カード」を配布した。

一方、学生に対しては、学生生活に必要な関係諸規程を網羅した「学生便覧」を全員に配布している。これにより、学則をはじめとする諸規程、さらにハラスメントの防止等に関する注意事項、学生生活における各種マナー情報、個人情報保護に関する本学の方針などの周知を図り、本学学生が快適に学修できる場を提供している。

## 【11-1. 改善・向上方策】

学生等に対し、広く教育研究指導を施す大学等の高等教育機関は、極めて高い公共性と倫理感が特に求められるのは当然のことであり、本学教職員については組織倫理の徹底に努めていく。

## 11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

### 《11-2の視点》

#### 11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

### 【11-2. 事実の説明】

緊急事態発生時に、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えることを目的とした「危機管理マニュアル」を制定し、緊急事態に備えている。

火災対策として、自動火災報知器の設置はもちろんのこと、外部の警備会社と契約し、全ての施設において火災対策を施している。また、防火防災対策のひとつとして、設置エレベーターの緊急時救出訓練および自衛消防訓練を年1回実施している。

大学構内における事故および疾病等の緊急時に速やかに対処できるよう、校医および関係部署と密接に連携をとっている。救急処置セットを学生支援課、庶務課に設置しており、担架は大講堂、体育館、小体育館、音楽棟、事務局棟、1～5号館、保健センターに設置している。車椅子は庶務課、保健センターに設置し搬送に使用している。

現状の問題点としては、担架が設置されていてもエレベーターでの搬送が不可能であるため、傷病者の移動に支障があることである。

平成21年4月より自動体外式除細動器（AED）を4台増設し6号館1階エレベーター自販機横、体育館（出入口外側）、1号館2階学生運営委員会室前、講堂（北出入口 外側）、事務局棟地下1階警備員室前の5台設置となり、設置時間は24時間対応となる。

平成21年7月・10月には、教職員および体育会系クラブに所属する学生を対象に、学校医による「除細動器の適切な使用法」に関する講習会を実施し、迅速な救命処置の重要性と除細動器を用いた心肺蘇生を学ぶ機会を提供するとともに、学内における生命の緊急事態に対する意識向上を図った。

平成19年度の、大学生を中心とした全国的な麻疹の流行により、当センターでは、学内の麻疹集団感染を未然に防ぐための対策として「新入生の麻疹に関する調査」を行っている。

平成21年度の、全国的な新型（A型）インフルエンザの発生により、教育・研究活動に支障をきたすと共に当大学も一時閉鎖、学年閉鎖、部活動停止を強いられた。センターでは、学内の新型インフルエンザ集団発生を防ぐための対策として、「新型インフルエンザについて」掲示、ホームページ掲載、手指消毒液の設置、感染学生数の状況を把握し感染機会を減らし、感染拡大しないよう健康管理に心がけるよう普及啓蒙を行なっている。

また、学生は長期休暇中の学外活動等をする場合、事前に学外活動届および緊急連絡先を学生支援課へ提出し、緊急事態発生時の連絡方法も周知徹底されている。教職員も同様に緊急連絡先の届出が義務付けられており迅速に連絡がとれる体制となっている。また、教学会メンバーをはじめ事務職員は携帯電話メールアドレスを登録しているため、電子メールを利用して個々の携帯電話への一斉配信も可能である。その他、今年度に運用を開始した学生ポータルサイト「IBU.net」より学生および教職員にタイムリーな情報伝達が可能となった。

学生が教育研究活動中に被った災害に対する救済措置として、「学生教育研究災害保険」に加入しており、不慮の事故が発生した場合、被害を受けた学生に対する補償がスムーズに行われるよう体制を整備している。

日常の危機管理対策として、正門に門衛所を設置し1～2名の警備員が常駐し、不審者の侵入防止および来訪者の管理を行うとともに定期的に学内巡視を行い安全確保に努めて

いる。なお、正門等に監視カメラを設置しており、安全管理に努めている。

また、駐車場から学内に入出入りする近道として遊歩道を利用できるようにしていたが平成21年12月より遊歩道入口を閉鎖し、学内の出入りを正門に限定した。さらに警備強化を図るため警備員を1名増員し、遊歩道周辺および学内巡視を徹底するよう改善した。

改善方策であった緊急地震速報システム導入について、平成22年3月に緊急地震速報受信装置の設置が決定した。これにより、高い確率で発生が予想されている東海・南海地震や予期せぬ大災害発生時に人的・物的被害の軽減につながる効果が得られると期待できる。

### 【11-2. 自己評価】

危機管理体制および対策は整備され順調に機能している。新たな警備・防災面の体制整備、システム構築によって更なる危機管理体制の強化・改善を図ることができた。また、学生の事故、傷病に対する措置についても適切な対応ができる体制を整備している。しかしながら、多様化した犯罪やトラブルに対応し得る危機管理意識の向上と防止対策の策定を継続的に検討・実施する必要がある。

### 【11-2. 改善・向上方策】

緊急地震速報受信装置の事前周知およびシステム導入後の運用、対策、避難訓練の実施計画等について検討を行い、早期に運用システムの構築を図る必要がある。なお、システムを有効活用するためには学生、教職員へ緊急地震速報に対する周知徹底および啓発活動が十分行われる必要があり、今後もさらに各部署の連携はもとより大学全体の取り組みとして安全確保に努める。

警備面においては教職員および羽曳野警察署と連携を密にし、情報収集並びに不審者の侵入防止に努め、不測の事態に迅速な対応が行えるよう緊急時訓練の実施を検討している。

## 11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

### 《11-3の視点》

#### 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

### 【11-3. 事実の説明】

教育研究成果を次の方法で、公正かつ適切に学内外へ公表し、広報活動体制の整備を図っている。

#### (1) 紀要

本学では定期刊行物として、紀要を年2回発行している。これは、教育職員の研究論文や研究ノートなどを主体としたものである。紀要は全国の大学に発送しているほか、図書館のホームページ、Cinii（国立情報学研究所論文検索データベース）で公開しており、広く研究に活用されている。

## (2) 大学院論集

平成19年に大学院博士課程（前期・後期）の完成年度を迎えたことを記念して刊行し、現在第4号を発行した。内容は大学院博士前期課程修了者による修士論文と博士後期課程在籍者と修了者および研究生による研究報告論文ならびに大学院担当教授による特別寄稿論文を査読後編集したものである。

全国の社会福祉系大学ならびに大学院と若干の短期大学・専門学校等約150校に送付している。

次年度より紀要と同じく図書館のホームページ、C i n i i で広く公開する予定である。

## (3) 教職員研究業績

本学の教職員が過去1年間に行った研究活動すべて（著作、研究論文発表、翻訳発表、学会活動など）について、それぞれのタイトルおよび発表メディアを一覧できる小冊子を発行、配布している。主たる配布対象は教育職員であり、業績を教育職員で共有することにより、積極的に研鑽を積むように促している。将来的には、ホームページ等により公開する方向で検討している。

## (4) 大学案内

本学の総合案内冊子である大学案内において、各学科（専攻）の特徴ある授業を取り上げ、紹介している。また、一部を抜粋し、ホームページでも公表している。

## (5) シラバス

授業概要・講義の計画や、到達目標等を記したシラバスは、それぞれの授業について具体的かつ詳細に記載されている。学内では、全学生・教職員に冊子として配布している。

## (6) 実習記録

本学では、教育職員免許状や国家資格を各種取得でき、そのための学外実習が不可欠である。その結果は、学外実習（教育実習（初等教育）や社会福祉援助技術現場実習）に参加した学生の感想文を冊子にまとめ、報告集として学内で配布している。

## (7) その他

教育研究成果は、通常の授業はもちろん、オープンキャンパスでの模擬授業や、本学主催の生涯学習における各種講座を通じて公表している。

### 【11-3. 自己評価】

本学での教育研究成果は、冊子を通じて公表している場合が多い。紀要、シラバスを中心に、その内容は多彩で充実している。また、教育研究上の目的の公表等については、学則に明記しており、履修要覧およびホームページに「教育目的」「到達目標」等を学科専攻別に挙げている。ほかにも、図書館やホームページで紀要を公表し、教職員や学生がタイムリーに閲覧でき、教育研究成果を広く学外にも公表している。

### 【11-3. 改善・向上方策】

研究論文や調査報告などの掲載件数は、年々増えつつあり、いかに内容的に充実したものにするかが課題である。

また、エクステンションセンター主導で行っている生涯学習振興事業として、公開講座や地域市民の方々に対して広報する必要があるだろう。

その他、学会など教育職員や学生の研究発表の場を積極的に設け、教育研究を全学的に後押しする広報活動も必要である。

**【基準 1 1. 自己評価】**

本学は、社会的機関、教育研究機関として必要な基本的な組織倫理に関する諸規程を整備し、法令および規程に則った適切な運営を行っている。

高等教育機関として公益を尊重し、不正行為等の諸問題発生を防止するため「公益通報に関する規程」「研究活動の不正行為防止等規程」「研究倫理規程」なども整備している。

また、学内外において発生が予見される事案に対しては危機管理体制を整え、関連規程を整備し、万一の不測の事態への備えも整えている。

**【基準 1 1. 改善・向上方策】**

近年、入学する学生の多様化などに伴って、学内外を問わず、本学学生が関わる（或いは巻き込まれる）これまでになかった様々な新たな事案が発生してきているため、現在の危機管理体制を今一度見直し、不測の事態に備える必要があると同時に、そのような事案が発生することのないよう、倫理観の向上と啓発など、防止していく手立てを考えていかなければならない。

必要に応じて、学生や教職員を対象とした各種の講習会等を開催し、組織倫理および危機管理に関しての一層の啓発および周知を図っていききたい。